

6. 事故の例と事故防止のポイント

(1) 地域の防犯パトロールや公園の清掃中に、段差につまづいて転んだ。

転倒によるけがはよく見られます。足元には十分注意しましょう。
また、疲れる前に休憩をとることも大切です。

(2) 町内会の役員会に向かう道中に、足を滑らせて転んだ。

活動場所へは時間に余裕を持って、あせらずに行きましょう。
活動を終えてホッとしている帰り道も油断は禁物です。

(3) 地域の文化祭の準備中にハシゴから落下した。

大きな行事では、高所での作業や重いものを運ぶことも多く、大けがに至る事故が起きる可能性も高くなります。

「複数人で作業をする」、「事前の安全確認を行う」など、事故防止の対策をとりましょう。

(4) 草刈機で草刈り作業中、小石をはねて他人の車のガラスを割ってしまった。 近くにいた人を傷つけた。

機械を使った作業は大事故につながりやすい、危険度が高い活動です。
周囲の安全を十分に確認して作業を行いましょう。

活動する際には、進め方に無理がないかをもう一度見直したり、行事のはじめや終わりに仲間と声をかけあうなど、安全管理に努めましょう。

保険の対象になるかどうかわからないときは、下記窓口までお気軽にお問い合わせください。



《保険に関するお問合せ先・事故発生時のご連絡先・書類提出先》

八戸市 総合政策部 市民連携推進課
Tel 0178-43-9207 FAX 0178-47-1485

南部町 総務課
Tel 0178-84-2111 FAX 0178-84-4404

三戸町 まちづくり推進課
Tel 0179-20-1117 FAX 0179-20-1102

新郷村 総務課
Tel 0178-78-2111 FAX 0178-78-2118

五戸町 町立公民館
Tel 0178-62-5111 FAX 0178-62-5252

おいらせ町 まちづくり防災課
Tel 0178-56-2131 FAX 0178-56-4364

田子町 政策推進課
Tel 0179-20-7127 FAX 0179-32-4294

【制度のご案内】

八戸市 総合政策部 市民連携推進課
住所 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1 (市庁本館4階)
電話 0178-43-9207 (直通) / FAX 0178-47-1485
メール renkei@city.hachinohe.aomori.jp
市HP <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

住民の皆さんのボランティア活動や地域活動を保険で応援します！

～八戸圏域住民活動保険制度のお知らせ～

八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・新郷村・おいらせ町では、圏域住民の皆さんが安心してボランティア活動や地域活動を行うことができるように、活動中の思わぬ事故をサポートするため保険に加入しています！

特徴1 圏域住民の皆さんを広くカバー！

八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村、おいらせ町の住民の皆さんが対象です。

特徴2 保険料、加入手続き・名簿登録不要！

関係市町村が保険料を負担。住民の皆さんは支払う必要がありません。また、事前の手続きも不要で、事故が発生した時だけ手続きがあります。

特徴3 住民の皆さんに保険金が支払われます！

保険の対象となる事故の場合、住民の皆さんに保険金が支払われます。



1. 保険の対象となる方は

八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村、おいらせ町の住民で、地域活動やボランティア活動を行っている方が対象です。

※祭りや運動会などの参加者一般は、保険の対象ではありません。

※各市町村外に居住し各市町村内で活動を行っている方も対象となります。

2. 対象となる活動

◎ 町内会活動やボランティア活動などで、次の要件を満たす活動が対象となります。

- | | |
|----------------------------------|--------------------------|
| ① 自主的に構成された団体や地域住民組織及び個人が行っている活動 | ⑤ 日本国内における活動 |
| ② 広く公共の利益を目的とした自主的・自発的な活動 | ⑥ 政治、宗教や営利を目的とした活動でないこと |
| ③ 計画的に行われている活動 | ⑦ 自助的な活動や懇親を目的とした活動でないこと |
| ④ 無報酬の活動（交通費など実費の支給は無報酬とみなします） | ⑧ 職場などの行事として行う活動でないこと |
| | ⑨ 学校等の管理下の児童生徒の活動でないこと |
| | ⑩ 危険度の高い活動でないこと |

◎ 活動を実施するための役員会や実行委員会も対象となります。

◎ 傷害保険は、活動場所への往復途上の事故も対象となります。

3. 対象となる活動例

(1) 地域社会（コミュニティ）に関する活動

- 地域清掃活動 ○地域防犯・自主防災・防火活動 ○交通安全運動 ○通学路除雪
○地域緑化活動 ○公園の管理 など

※スタッフ同士の懇親会や親睦旅行、町内運動会や祭りの参加者は対象となりません。
※通学路等除雪作業などは、トラクターなどの重機を使った場合は対象となりません。



(2) 社会福祉に関する活動

- 社会福祉施設等への協力活動 ○地域の子育て支援 など

※子育て支援活動では指導者やスタッフが対象となり、指導者やスタッフに賠償責任がない子どものけがなどは対象となりません。

(3) 保健医療に関する活動

- 食生活改善 ○成人病予防 ○健康増進 など

(4) 環境保全に関する活動

- 河川等の清掃活動 ○森林保全 ○ゴミの減量化 など

※森林保全活動では、チェーンソーによる伐採や高所での枝打ち作業などの危険度の高い活動は対象となりません。



(5) 教育・文化・スポーツに関する活動

- 【教育】○不登校児支援 ○非行防止 ○読み聞かせボランティア など
【文化】○伝統文化の継承・振興 ○文化活動の指導・普及 ○山車制作・運行スタッフ など
【スポーツ】○スポーツ普及教室の開催 ○各種スポーツ指導 ○市民マラソン など

※指導者やスタッフなどが対象となり、競技者や受講生などは対象となりません。
※山岳登はん・ハングライダーなどの危険度の高いスポーツは対象となりません。

(6) 国際交流・協力に関する活動

- 留学生・帰国者・外国人との交流・支援 ○通訳ボランティア など

(7) その他の活動

- 【災害時の救援】○被災者支援活動 ○救援物資の提供 など

※避難所での炊き出し、連絡係など後方支援的な被災者支援活動は対象となりますが、災害現場での救援活動などは危険度が高いため対象となりません。



4. 補償内容

(1) 傷害保険

活動者自身が活動中（活動場所への往復途上を含む）に、急激かつ偶然の外来の事故で死亡または負傷した場合。

なお、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒・熱中症も対象となります。

※事故発生から180日以内の死亡、後遺障害、入院、通院に限ります。

- 入院 1日3,000円 ○通院 1日2,000円（90日を限度）
○死亡 500万円 ○後遺障害 15万円～500万円



★対象とならない主なもの

- ・活動者の故意によるもの
- ・労務災害、公務災害補償等の適用を受けるもの
- ・活動者の無資格運転や酒酔い運転によるもの
- ・自覚症状しかないむち打ち症や腰痛
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によるもの
- ・地震や津波などの天災によるもの
- など

(2) 損害賠償責任保険

活動者（または活動団体）が過失により、他人にけがをさせたり、他人のものを壊して、その人から損害賠償を求められ、法律上の責任を負う場合。

- 対人賠償 1名につき1億円まで 1事故につき2億円まで
- 対物賠償 1事故につき1億円まで
- 保管物賠償 1事故につき300万円まで（ただし、現金・証券・美術品は対象となりません）

※免責金額（自己負担額）5,000円を超える部分について支払われます。

※保険期間中の限度額により、支払いができない場合もあります。



★対象とならない主なもの

- ・活動者の故意によるもの
- ・交通事故など車両によるもの
- ・地震や津波などの天災によるもの
- ・同居の親族などに対するもの
- ・保管物賠償は、現金・証券・宝石・美術品等は対象になりません。

5. 事故が起こった際の手続き方法

(1) 事故の記録



万一事故が発生した場合、事故発生の日時や場所、状況、事故を証明できる人の氏名・連絡先、賠償事故の場合は現場の写真など事故の内容を記録してください。

(2) お住まいの市町村の窓口への連絡



事故発生後、速やかに住まいの市町村の窓口へ電話またはFAX等で事故内容をご連絡ください。お知らせいただく主な項目は次のとおりです。

- ①氏名・連絡先 ②活動内容 ③事故が発生した日時、場所、事故の状況

(3) 事故報告書（様式）と活動が確認できる書類の提出



■市町村の窓口から「事故報告書」の様式をお渡しします。必要事項を記入し、活動の内容が確認できる書類（※）と合わせて、事故発生日から **30日以内** に提出してください。

※書類の例（活動内容、事故の状況によって異なります）

- ①団体の規約・会則・定款 ②参加者名簿 ③事業計画書・年間計画書
- ④行事のチラシ ⑤現場の写真2～3枚（賠償事故の場合）
- ⑥活動場所までの経路と事故の場所がわかる図（往復途上の事故の場合）

■保険の対象となる活動であると認められた場合、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。

(4) 保険会社へ保険金請求書を提出、保険金の受領



■賠償責任事故の場合は、訴訟、仲裁、和解、調停、示談等の手続き終了後、**30日以内** に提出してください。

■傷害事故の場合はすべての治療完了後、**30日以内** に提出してください。

※賠償責任事故、傷害事故ともに、事故の発生日から180日目を超えた場合は、超えた日を含めて30日以内に提出してください。

保険金の請求には、日頃の具体的な活動内容や事故の状況などの書面が必要になります。計画に無理がないか、もう一度見直したり、安全を確認しながら、事故の発生がないように努めましょう。